

都城市お試し滞在制度（宿泊費・レンタカー借上料）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市は、本市に移住・定住することを目的とした活動を実施するために本市を訪れる市外住民に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

（補助対象者）

第2条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- （1） 市外に住所がある者
- （2） 本市に滞在する前に本市に移住相談登録し、本市の担当者に移住に関する相談を行った者
- （3） 本市に移住・定住する意思のある者であって、次に掲げるいずれかの活動を行うために本市を訪れたもの
 - ア 市内で住居又は仕事を探す活動
 - イ 市内に移住することを前提として、市内で実施されている体験活動等に参加する活動
 - ウ 市内で就農することを目的とした視察及び体験を行う活動
 - エ 移住活動の一環として、市の文化、歴史並びに風土及び気候を知るための活動
 - オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動
- （4） 本市に滞在する初日から第4条に規定する申請を行うまでの期間中に、本市の担当者と面会（オンラインを利用した面会を含む。）し、移住・定住に関する相談を行った者

（補助対象経費等）

第3条 補助金の補助対象経費等は、次の表に掲げるとおりとする。

（1） 宿泊費補助金

補助対象経費	市内の宿泊施設における宿泊費（補助対象者と同一世帯に属する者の宿泊費を含む。）。ただし、補助対象者の2親等以内の親族が所有する住宅に宿泊できる場合は除く。
補助金額	補助対象経費の2分の1以内
補助限度額	1人1泊当たり3,000円を限度とし、1世帯当たり通算10泊

	までとする。
申請に係る添付書類	<p>(1) 都城市お試し滞在制度（宿泊費・レンタカー借上料）補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）</p> <p>(2) 現住所を証明できるものの写し（住民票、免許証、保険証等。同一世帯に属する者も補助対象とする場合は、その者の当該書類も添付すること。）</p> <p>(3) 宿泊に要した実費額が分かる利用の明細書及び領収書等の写し</p> <p>(4) その他関係書類（宿泊者名簿等）</p>

(2) レンタカー借上料補助金

補助対象経費	補助対象者が借り上げるレンタカーの経費とする。ただし、燃料費を除く。
補助金額	補助対象経費の2分の1以内
補助限度額	24時間当たり2,500円を上限とし、通算264時間までとする。
申請に係る添付書類	<p>(1) 申請書</p> <p>(2) 現住所を証明できるものの写し（住民票、免許証、保険証等）</p> <p>(3) レンタカーの借上げに要した実費額が分かる契約書及び領収書等の写し</p> <p>(4) その他市長が必要と認める書類</p>

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付申請は、市長に対し、宿泊又はレンタカーの借上後1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までにしなければならない。

(複数年度にわたる宿泊費補助・レンタカー借上料補助の補助対象年度等)

第5条 1回の宿泊費補助及びレンタカー借上料補助が複数年度にわたり実施される場合の補助対象年度は、当該宿泊又は借上げの最後の日の属する年度とする。この場合において、第3条に規定する補助対象経費は、当該宿泊費補助及びレンタカー借上料補助の初日から最後の日までの経費を対象とする。

(申請取下げの期限)

第6条 規則第7条第1項の規定による期日は、交付決定通知を受領した日の翌日

から起算して7日とする。ただし、当該期日が都城市の休日を定める条例（平成18年条例第2号）第2条に規定する休日に当たるときは、その翌日までとする。

（軽易な変更の範囲）

第7条 規則第9条第1項の規定による軽易な変更の範囲は、申請書の補助事業等の目的及び内容の変更とする。

（補助金の請求）

第8条 規則第6条により補助金の交付決定を受けた者は、都城市お試し滞在制度（宿泊費・レンタカー借上料）補助金交付請求書（様式第2号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年3月31日改正）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和2年3月31日から施行する。

附 則（令和3年3月19日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の都城市お試し滞在制度（宿泊費・レンタカー借上料）補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年3月15日改正）

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに改正前の都城市お試し滞在制度（宿泊費・レンタカー借上料）補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。